

南三陸町ファイリングシステム導入支援事業プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、南三陸町における「ファイリングシステム」の導入を図るための導入支援事業者を選考するに当たり、公募型プロポーザル方式により南三陸町に応じた提案を求め、その提案内容及び能力を総合的に比較検討して、最も的確と判断される事業者を選定するための手続について定めるものである。

2 事業の名称

南三陸町ファイリングシステム導入支援事業

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 主催、連絡先等

(1) 主催

南三陸町

(2) 連絡先、提出先及び問合せ先

ア 名称	南三陸町役場 総務課
イ 所在地	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 5 6 番地 2
ウ 電話	0226-46-1370
エ F A X	0226-46-5348
オ 電子メール	soumu@town.minamisanriku.miyagi.jp

5 委託業務の概要

(1) 業務内容 南三陸町における行政文書の管理方法としてファイリングシステム（文書を個別フォルダーに挟んで管理し、原則としてファイリングキャビネット内に保管する方式。以下「システム」という。）を導入するに当たり、その円滑な導入を図るための支援及び導入後における適正な文書管理の継続的な実施のための支援を行う業務

(2) 業務場所 南三陸町役場（総合支所、出先機関等を含む。）

(3) 履行期間 契約の日から平成31年3月31日まで

(4) 事業規模 履行期間内における本業務に係る費用総額（コンサルティング業務に係る費用のみとし、システムに係る備品及び消耗品の購入費用は含まない。）は、13,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とし、内訳は次に掲げるとおりとする。

ただし、本業務に関する予算は平成27年度当初予算の議決を要すること及び平成28年度から平成30年度までの金額は本事業委託に係る債務負担行為の限度額であることから、予算額として確定しているものではないため、予算の議決前（平成27年4月1日前）に契約は行わないものとする。

ア 平成27年度 5,400,000円（消費税率：8%）

- イ 平成28年度 4,900,000円 (消費税率: 8%)
- ウ 平成29年度 1,400,000円 (消費税率: 10%予定)
- エ 平成30年度 1,400,000円 (消費税率: 10%予定)

6 本プロポーザルにおいて求める提案

南三陸町で求める提案については、次に掲げる事項を分かりやすく、考え方及びその根拠を文書又は図により説明したものとすること。

- (1) 「南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託仕様書(案)」の内容を解釈し、システムの導入及び維持管理の指導が職員に対して分かりやすく、かつ、きめ細かいものであること。
- (2) 「新庁舎等移動スケジュール表(案)」を考慮したものであること。
- (3) 提供する導入支援・管理用ツール(ソフトウェア)により職員の負担が軽減でき、かつ、職員が抵抗なく操作できるものであること。
- (4) その他、本プロポーザルで特に提案したいこと。

7 選定委員会の構成及び選定方法

(1) 選定委員

区分	氏名	職名	摘要
南三陸町職員	三浦 清隆	総務課長	委員長
	阿部 俊光	企画課長	副委員長
	三浦 孝	建設課長	委員
	佐藤 和則	町民税務課長	
	最知 明広	保健福祉課長	
	佐々木 三郎	病院事務長	

(2) 選定委員会の所掌事項

別に定める「南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託業者選定委員会設置要綱」のとおりとする。

(3) 選定委員会での審査過程

ア 第一次審査は、提案書により5者程度選定する。

イ 第二次審査は、第一次審査において選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も優れた提案を行った提案者(以下「最優秀提案者」という。)及び次点の提案者(以下「次点者」という。)を選定する。

(4) 審査講評及び審査経過の公表

審査委員会は、最優秀提案者、次点者及び第一次審査で選定された提案の講評を行うとともに、結果を公表する。また、審査経過も公表する。

(5) 選定委員会の事務局

南三陸町総務課

7 募集の日程

公告・実施要領等の配布	平成27年2月13日（金）
質問の受付	平成27年2月13日（金） ～同月20日（金）
質問の回答	平成27年2月27日（金）
参加表明書提出期間	平成27年2月13日（金） ～同年3月4日（水）
プロポーザル提案書提出期限	平成27年3月16日（月）
第一次審査	平成27年3月中旬
第一次審査結果通知	平成27年3月中旬
第二次審査 （プレゼンテーション、ヒアリング、質疑）	平成27年3月下旬
第二次審査結果通知 （最優秀提案者及び次点者の決定）	平成27年3月下旬
結果公表	平成27年4月上旬
導入打合せ	平成27年4月上旬
契約締結	平成27年4月中旬頃

※ 上記日程は、都合により変更となる場合がある。

- (1) 公告・実施要領等の配布場所
南三陸町役場総務課
南三陸町ホームページからダウンロード可能
<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>
- (2) 質問の受付期限及び受付方法
質問は、平成27年2月20日（金）午後5時15分までに次のメールアドレス宛てに、質問書（様式第2号）により提出すること。
メールアドレス soumu@town.minamisanriku.miyagi.jp
- (3) 質問の回答
前号に規定する期限までに受け付けた質問については、平成27年2月27日（金）に、同期限までに参加表明書又は質問書を提出した全ての者に対して、メールで回答を送信する。
- (4) 参加表明書の受付
参加表明書は、平成27年3月4日（水）午後5時15分までに総務課に郵送（必着）又は持参されたものを受け付ける。
- (5) 提案書の受付
提案書は、平成27年3月16日（月）午後5時15分までに総務課に郵送（必着）又は持参されたものを受け付ける。
- (6) 第一次審査合格者への通知
第一次審査の終了後、速やかに、提案者全員に選考結果を通知する。なお、

第一次審査の合格者へは、第二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの会場、時間等も併せて通知する。

(7) 第二次審査合格者への通知

第二次審査の終了後、速やかに、第一次審査の合格者全員に選考結果を通知する。なお、最優秀提案者に対しては、今後予定される契約手続について通知する。

(8) 審査の経過及び講評の公表

第二次審査の終了後、審査の経過及び講評を南三陸町ホームページにおいて公表する。

(9) 契約手続

南三陸町は、最優秀提案者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。なお、最優秀提案者との契約交渉が整わない場合には、次点者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。

(10) 提出物の制限

本プロポーザルへの参加に係る提案は、1事業者において1点に限る。

8 参加資格等

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

(1) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止中の者及びこれに準ずる者でないこと。また、南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条の規定に該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次の事項に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者

(4) このプロポーザルの公告日において、いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。

(5) システムのコンサルティング事業を行う体制を有し、当町の規模以上の地方自治体におけるコンサルティングの実績が複数あり、良質な実績が5年以上あること。

(6) コンサルティング業務について専任職員を置き、当該職員の業務実績が5年以上あること。

- (7) 導入に加え、維持管理についても、地方自治体におけるコンサルティングの実績があること。
- (8) 次に掲げる業務を行う能力を有していること。
 - ア 執務室が40室以上及び職員数が350人以上の地方自治体への導入指導及び維持管理指導を行うこと。
 - イ システムの導入後における再構築支援を行うこと。
 - ウ システムの一括導入ではなく、複数の課等を先行して導入し、導入に際して生じた問題を踏まえ、後発して導入する各課等に更なる適正な手順を含めた導入指導及び維持管理指導を行うこと。
 - エ 契約後、速やかに、町所有の文書の総量及び削減量を調査し、報告すること。
 - オ 契約後、速やかに、各課等の実情を調査し、各課等に適したファイリング方法を報告すること。
 - カ 契約後、速やかに、各課等の実情を調査し、各課等に適したシステムの導入に必要な備品又は消耗品を選定し、必要数等の助言等を行うこと。
- (9) 参加表明書及び提案書の提出期限において、南三陸町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

9 その他

- (1) 参加者が次の条件に該当した場合は、失格となることがある。
 - ア 前項の参加資格等に該当しない場合
 - イ 参加表明書又は提案書の提出が期限より遅れた場合
 - ウ 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 虚偽の記載をした場合
 - オ 参加表明書又は提案書に、本プロポーザルで提案を求める内容と著しくかけ離れた内容が記載されている場合
 - カ 第二次審査に係る選定委員会のプレゼンテーション又はヒアリングの開始時刻に遅れた場合
 - キ 選定委員に対し、審査に影響を及ぼす接触等を行った場合
- (2) 提出書類は、全てコピーとし、指定された様式を使用すること。
- (3) 提出された提案書に記載された総括担当者及び専任職員は、原則として変更することはできない。ただし、総務課と調整の上、業務実績等が同等の総括担当者又は専任職員に変更する場合はこの限りでない。
- (4) 提出する提案書は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 正本表紙には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。
 - イ 副本には、名称が判別できないよう全ページにおいて名称等の記載をしないこと。

ウ 提出書類は、フラットファイル（原則、A4版、縦とじ、2穴）に編てつしたものを提出するものとする（書類は、ホッチキスとじとはしないこと。）。

エ 提出部数は、10部（正本1部、副本9部）

オ 提出書類には、企業秘密等の公開されることにより提案者が不利益を被るおそれがある情報については、極力記載しないようにし、記載する場合においてもマル秘マークを付加する等の適切な措置を講ずること。

- (5) 提出された提案書は、原則、公開しない。
- (6) 提出書類は、原則、返却しない。
- (7) 審査結果についての問い合わせは、一切応じない。
- (8) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (9) 本事業に関する予算は来年度以後のものであり、議会の議決を要することから、現時点において（予算額を含めて）確定しているものではなく、当該予算額の予算の議決がない場合は、契約の締結を行わない。

10 配布資料等

- (1) 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業に係る公募型プロポーザル公告
- (2) 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業プロポーザル実施要領
- (3) プロポーザル応募等様式
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 質問書（様式第2号）
 - ウ 辞退届（様式第3号）
 - エ 提案書
 - (ア) 提案書（表紙）（様式第4-1号）
 - (イ) 業務実績書（様式第4-2号）
 - (ウ) 従業員の状況並びに予定される担当者の経歴及び実績（様式第4-3号、様式第4-4号）
 - (エ) システム導入支援に当たっての考え方等に関する提案（様式第4-5号）
- (4) 新庁舎等移動スケジュール表（案）
- (5) 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託業者選定委員会設置要綱
- (6) 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託仕様書（案）